

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第四十一号）新旧対照表

改正後

(適用額)

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定（これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下）の金額

イ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人（ハに掲げる法人を除く。） 同条第七項に規定する軽減対象所得金額

ロ 措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項（措置法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減対象所得金額

ハ 措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 二十 省略

改正前

(適用額)

第二条 同上

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定（これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定（これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 二十 同上

二十一 措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定
規定する特別償却限度額

これらの規定に

二十二 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定
規定する特別償却限度額

これらの規定に

二十三 省 略

二十四 措置法第四十六条第一項の規定
措置法第四十六条第一項の規定

同項に規定する特別償却限度額

二十五 措置法第四十六条の二第一項の規定
措置法第四十六条の二第一項の規定

同項に規定する特別償却限
度額

二十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条及び第四条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十九条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十七年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定。同項に規定する特別償却限度額

二十二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条及び第四条において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「令和三年旧措置法」という。）第四十五条第一項又は第二項の規定。これらの規定に規定する特別償却限度額

二十三 措置法第四十五条第一項又は第二項の規定。次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十五条第一項の規定。次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産。当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(2) 措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産。当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(3) 措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産。当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(4) 措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産。当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十五条第二項の規定。同項に規定する特別償却限度額

二十四 同上

二十五 措置法第四十六条第一項の規定。同項に規定する特別償却限度額

二十六 措置法第四十六条の二第一項の規定。同項に規定する特別償却限
度額

二十七 平成二十七年改正法附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の二第一

二十六 省 略
 二十七 省 略
 二十八 省 略
 二十九 省 略
 三十 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 省 略
 ロ 省 略

ハ 省 略

三十一 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十二 措置法第五十五条第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十三 措置法第五十六条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算

項の規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十八 同 上
 二十九 同 上
 三十 同 上
 三十一 同 上
 三十二 同 上

イ 平成二十七年改正法附則第七十九条第八項又は第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二第一項の規定（同項の規定にあつては、同条第三項第二号に係る部分に限る。）

ロ 同 上
 ハ 同 上

ニ 令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項の規定

ホ 同 上

三十三 同 上

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十四 措置法第五十五条第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十五 措置法第五十五条の二第一項の規定 同項の規定により損金の額

入される金額

三十四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この号及び第四条において「令和四年改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第四条において「令和四年旧措置法」という。）第五十六条第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十五 措置法第五十七条の四第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十六 省 略

三十七 省 略

三十八 省 略

三十九 省 略

四十 省 略

四十一 措置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十二 措置法第五十八条第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十三 省 略

四十四 省 略

四十五 措置法第六十条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

に算入される金額

三十六 措置法第五十六条第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十七 措置法第五十七条の四第一項又は第十項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十八 同 上

三十九 同 上

四十 同 上

四十一 同 上

四十二 同 上

四十三 措置法第五十七条の八第一項又は第十項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十四 措置法第五十八条第一項、第二項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

四十五 同 上

四十六 同 上

四十七 措置法第六十条第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十条第一項の規定 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 措置法第六十条第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業 法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における当該金額のうち同項の規定により損金の額に算入される金額
(2) 措置法第六十条第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業 法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における当該金額のうち同項の規定により損金の額に算入される金額

ロ 措置法第六十条第二項の規定 同項の規定により損金の額に算入さ

四十六	省 略
四十七	省 略
四十八	省 略
四十九	措置法第六十四条第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
五十	措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第九項の規定により損金の額に算入される金額
五十一	措置法第六十五条第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ	省 略
ロ	措置法第六十五条第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額
(1)	措置法第六十四条第一項又は第九項の規定
(2)・(3)	省 略
(4)	措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第九項の規定
ハ	措置法第六十五条第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
(1)	措置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二百二十二条の十二第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。（2）において同じ。）から措置法第六十五条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額
(2)	省 略
五十二	省 略
五十三	省 略
五十四	省 略

四十八	同 上	れる金額
四十九	同 上	
五十	同 上	
五十一	措置法第六十四条第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額	
五十二	措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第八項の規定により損金の額に算入される金額	
五十三	同 上	
イ	同 上	
ロ	同 上	
(1)	措置法第六十四条第一項又は第八項の規定	
(2)・(3)	同 上	
(4)	措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第八項の規定	
ハ	同 上	
(1)	措置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。（2）において同じ。）から措置法第六十五条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額	
(2)	同 上	
五十四	同 上	
五十五	同 上	
五十六	同 上	

五十五 省 略
五十六 省 略
五十七 省 略

五十八 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六十号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十九 省 略

六十 省 略

六十一 省 略

六十二 省 略

六十三 省 略

六十四 省 略

六十五 省 略

六十六 省 略

六十七 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 省 略

六十八 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第三項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

五十七 同 上
五十八 同 上
五十九 同 上

六十 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六十二号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

六十一 同 上

六十二 同 上

六十三 同 上

六十四 同 上

六十五 同 上

六十六 措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

六十七 同 上

六十八 同 上

六十九 同 上

七十 同 上

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 同 上

- イ 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額
- ロ 措置法第六十六条の十一の四第三項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第四項に規定する特定超過控除対象額及び同項に規定する非特定超過控除対象額の合計額
- 六十九 措置法第六十六条の十一の五第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 措置法第六十六条の十一の五第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額
- ロ 措置法第六十六条の十一の五第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

- 七十 省 略
- 七十一 省 略
- 七十二 省 略
- 七十三 省 略
- 七十四 省 略
- 七十五 省 略
- 七十六 省 略
- 七十七 省 略
- 七十八 省 略
- 七十九 省 略
- 八十 省 略
- 八十一 省 略
- 八十二 第四条第二項第五号から第十四号までに掲げる規定（次号から第八十五号までに掲げる規定を除く。） 次の表の上欄に掲げる第一号から第十号及び第六十九号を除く。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を同表

七十二	同 上	七十	省 略
七十三	同 上	七十一	省 略
七十四	同 上	七十二	省 略
七十五	同 上	七十三	省 略
七十六	同 上	七十四	省 略
七十七	同 上	七十五	省 略
七十八	同 上	七十六	省 略
七十九	同 上	七十七	省 略
八十	同 上	七十八	省 略
八十一	同 上	七十九	省 略
八十二	同 上	八十	省 略
八十三	同 上	八十一	省 略

の下欄に掲げる字句に読み替えた場合におけるこれらの号に掲げる区分に
 応じそれぞれこれらの号に定める金額

第一号	租税特別措置法	令和二年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び第六十七号イにおいて「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法
第二号	以下「措置法」という。 以下（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下） 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）	以下 （をいう。以下第八十一号までにおいて同じ） 令和二年改正前措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項

第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号	措置法	同条第十九項第二号	措置法 (措置法)	同条第八項第二号	措置法 (令和二年改正前措置法)
第三十二号	措置法				令和二年改正前措置法
第三十三号	措置法第五十六条第一項			令和二年改正前措置法第五十五条の第二項	
第三十五号	措置法			令和二年改正前措置法	
第三十六号から第四十号まで	措置法		第九項	第十項	
第四十一号	措置法			令和二年改正前措置法	

	第四十二号		第四十三号から 第五十号まで	第五十一号	第五十一号イ及 びロ	第五十一号ハ	第五十一号ハ(1)	
第九項	措置法	第八項	措置法	措置法第六十五条第一項	措置法	措置法第六十五条第十項 の	措置法	法人税法施行令
第十項	令和二年改正前措置 法	第九項	令和二年改正前措置 法	令和二年改正前措置 法第六十五条第一項	令和二年改正前措置 法	令和二年改正前措置 法第六十五条第十項 の	令和二年改正前措置 法	法人税法施行令等の 一部を改正する政令 (令和二年政令第二 百七号。次号におい て「令和二年改正令 」という。) 第一條 の規定による改正前 の法人税法施行令

第六十七号イ	第六十七号	第五十三号から第五十七号まで、第五十九号及び第六十一号から第六十六号まで		第五十二号	第五十一号ハ(2)	
措置法	措置法第六十六条の十一の三第一項又は	措置法	租税特別措置法施行令	措置法第六十五条の二第二項	措置法	第二百二十二条の十二第五項
法 令和二年改正前措置	令和二年改正前措置法第六十六条の十一の三第一項又は	法 令和二年改正前措置	令和二年改正前措置法 正前の租税特別措置法施行令	令和二年改正前附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正前第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令	令和二年改正前措置法第六十五条の二第二項	法 令和二年改正前措置 第二百二十二条の第十四項

第六十八号イ及び第七十号から前号まで		第六十八号		第六十七号ロ		
措置法	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に	措置法第六十六条の十一の四第一項又は第三項	法人税法	措置法	同法	法人税法
令和二年改正前措置法	イに	令和二年改正前措置法第六十六条の十一の四第一項	令和二年改正前法人税法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前法人税法	令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（イ及びロにおいて「令和二年改正前法人税法」という。）

八十三 令和二年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」と

いう。) 附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。) 第四十五条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

八十四 令和二年改正前措置法第五十六条第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

八十五 令和二年改正前措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

八十六 令和二年改正前措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定 これらの規定の適用を受ける連結事業年度(令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)の連結所得(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び第五百五十四号において「令和二年旧法人税法」という。以下この号及び第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。)の金額のうち年八百万円(その連結親法人(令和二年旧法人税法第十二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下同じ。))の令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額) 以下の金額

八十七 令和二年改正前措置法第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額(同条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。)から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

八十八 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税

八十四 措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定 これらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。)の金額のうち年八百万円(その連結親法人(法人税法第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下同じ。))の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額) 以下の金額

八十五 措置法第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額(同条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。)から控除される金額(措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

八十六 措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除され

額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十九 令和二年改正前措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十一 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十二 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第一項の規定 同項に

る金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十七 措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十八 措置法第六十八条の十四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十四第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十九 措置法第六十八条の十四の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十四の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十四の二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十 措置法第六十八条の十四の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十四の三第一項の規定 同項に規定する特別償

規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十三 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第一項又は第二項の規定次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十四 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十五 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の三第一項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十六 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

却限度額

ロ 措置法第六十八条の十四の三第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十一 措置法第六十八条の十五第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十五第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十二 措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十三 措置法第六十八条の十五の三第一項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十四 措置法第六十八条の十五の五第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十五の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十七 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十八 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十九 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百 令和二年改正前措置法第六十八条の十六第一項の規定 同項に規定す

ロ 措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十五 措置法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十六 措置法第六十八条の十五の六の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十五の六の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十七 措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十八 措置法第六十八条の十六第一項の規定 同項に規定する特別償却

る特別償却限度額

百一 令和二年改正前措置法第六十八条の十七第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額

百二 令和二年改正前措置法第六十八条の十八第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額

百三 令和二年改正前措置法第六十八条の十九第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額

百四 令和二年改正前措置法第六十八条の二十第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額

百五 令和二年改正前措置法第六十八条の二十四第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額

百六 令和二年改正前措置法第六十八条の二十五第一項又は第二項の規定

これらの規定に規定する特別償却限度額

百七 令和二年改正前措置法第六十八条の二十七第一項から第三項までの

規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

限度額

九十九 措置法第六十八条の十七第一項の規定 同項に規定する特別償却

限度額

百 措置法第六十八条の十八第一項の規定 同項に規定する特別償却限度

額

百一 措置法第六十八条の十九第一項の規定 同項に規定する特別償却限

度額

百二 措置法第六十八条の二十第一項の規定 同項に規定する特別償却限

度額

百三 措置法第六十八条の二十四第一項の規定 同項に規定する特別償却

限度額

百四 平成二十七年改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力

を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の二十七第二項

の規定 同項に規定する特別償却限度額

百五 令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなお

その効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の二十七第

一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

百六 措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の二十七第一項の規定 次に掲げる減価償却資産

の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却

資産 当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に

規定する特別償却限度額

(2) 措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却

資産 当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に

規定する特別償却限度額

(3) 措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却

資産 当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に

規定する特別償却限度額

(4) 措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却

百八 令和二年改正前措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定
これらの規定に規定する特別償却限度額
百九 令和二年改正前措置法第六十八条の三十一第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額
百十 令和二年改正前措置法第六十八条の三十三第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額
百十一 令和二年改正前措置法第六十八条の三十四第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十二 省 略

百十三 令和二年改正前措置法第六十八条の三十五第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十四 省 略

百十五 令和二年改正前措置法第六十八条の三十六第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十六 令和二年改正前措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定
これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 省 略
ロ 省 略

資産 当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の二十七第二項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百七 措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定
これらに規定する特別償却限度額

百八 措置法第六十八条の三十一第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百九 措置法第六十八条の三十三第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十 平成二十七年改正法附則第九十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）
同条第一項に規定する特別償却限度額

百十一 同 上

百十二 措置法第六十八条の三十五第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十三 同 上

百十四 措置法第六十八条の三十六第一項の規定
同項に規定する特別償却限度額

百十五 措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定
これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 平成二十七年改正法附則第九十条第八項又は第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十五第一項の規定（同項の規定にあつては、同条第三項第二号に係る部分に限る。）

ロ 同 上
ハ 同 上

ニ 令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなお

ハ 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の五第一項、第六十八条の十五の六の二第一項、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十九、第六十八条の二十五、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六までの規定

百十七 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

百十八 令和二年改正前措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百十九 令和二年改正前措置法第六十八条の四十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十 令和二年改正前措置法第六十八条の四十六第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十一 令和二年改正前措置法第六十八条の五十四第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

その効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定

ホ 措置法第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の五第一項、第六十八条の十五の六の二第一項、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九又は第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

百十六 措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

百十七 措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百十八 措置法第六十八条の四十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百十九 措置法第六十八条の四十六第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十 措置法第六十八条の五十四第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十四 令和二年改正前措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十五 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十六 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十七 令和二年改正前措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十八 令和二年改正前措置法第六十八条の六十一第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十九 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十一 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十二 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十三 令和二年改正前措置法第六十八条の六十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

の規定により損金の額に算入される金額

百二十三 措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十四 措置法第六十八条の五十七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十五 措置法第六十八条の五十七の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十六 措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十七 措置法第六十八条の六十一第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十八 措置法第六十八条の六十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十九 措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十 措置法第六十八条の六十三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の六十三第一項の規定 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 措置法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業 同項に規定する連結法人が当該事業に係る同項に規定する政令

で定める金額を有する場合における当該金額のうち同項の規定により損金の額に算入される金額

(2) 措置法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業 同項に規定する連結法人が当該事業に係る同項に規定する政令

で定める金額を有する場合における当該金額のうち同項の規定により損金の額に算入される金額

ロ 措置法第六十八条の六十三第二項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十一 措置法第六十八条の六十三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十二 措置法第六十八条の六十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十四 令和二年改正前措置法第六十八条の六十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十五 令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十六 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項の規定により損金の額に算入される金額又は令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十第八項の規定により損金の額に算入される金額

百三十七 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

- (1) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項又は第八項の規定
- (2) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規定
- (3) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項の規定
- (4) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十第八項の規定

ハ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- (1) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡利益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。次号において「令和二年改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。）(2)において同じ。

百三十三 措置法第六十八条の六十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十四 措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十五 措置法第六十八条の七十一第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定により損金の額に算入される金額

百三十六 措置法第六十八条の七十二第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
ロ 措置法第六十八条の七十二第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

- (1) 措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定
- (2) 措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規定
- (3) 措置法第六十八条の七十一第八項において準用する措置法第六十八条の七十第一項の規定
- (4) 措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定

ハ 措置法第六十八条の七十二第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- (1) 措置法第六十八条の七十二第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡利益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。）(2)において同じ。）から同号に規定する計算した金額を控除した金額

）から同号に規定する計算した金額を控除した金額

(2) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

百三十八 令和二年改正前措置法第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項又は令和二年改正前令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正前令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の百一第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十九 令和二年改正前措置法第六十八条の七十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十 令和二年改正前措置法第六十八条の七十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十一 令和二年改正前措置法第六十八条の七十六第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十二 令和二年改正前措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十三 令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十四 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第百四十六号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定 同条第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十五 令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に

(2) 措置法第六十八条の七十二第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

百三十七 措置法第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別措置法施行令第三十九条の百一第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十八 措置法第六十八条の七十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十九 措置法第六十八条の七十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十 措置法第六十八条の七十六第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十一 措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十二 措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十三 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第百四十五号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定 同条第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十四 措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十九第九項において準用する措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

算入される金額

百四十六 省 略

百四十七 令和二年改正前措置法第六十八条の八十の規定 同条に規定する交換をした場合における令和二年改正前措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百四十八 令和二年改正前措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十九 令和二年改正前措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百五十 令和二年改正前措置法第六十八条の八十五第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百五十一 令和二年改正前措置法第六十八条の九十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十二 令和二年改正前措置法第六十八条の九十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十三 令和二年改正前措置法第六十八条の九十五の二第一項の規定 同項の規定を受ける同項に規定する特定業績運動給与の額

百五十四 令和二年改正前措置法第六十八条の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（令和二年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（令和二年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた令和二年旧法人税法第八十一条の六第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

百五十五 令和二年改正前措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額

百五十六 令和二年改正前措置法第六十八条の九十八第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十七 令和二年改正前措置法第六十八条の九十九第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十八 令和二年改正前措置法第六十八条の百第一項の規定 その連結事業年度の連結所得の金額

百四十五 同 上

百四十六 措置法第六十八条の八十の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百四十七 措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十八 措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十九 措置法第六十八条の八十五第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百五十 措置法第六十八条の九十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十一 措置法第六十八条の九十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十二 措置法第六十八条の九十五の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績運動給与の額

百五十三 措置法第六十八条の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第八十一条の六第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

百五十四 措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額

百五十五 措置法第六十八条の九十八第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十六 措置法第六十八条の九十九第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十七 措置法第六十八条の百第一項の規定 その連結事業年度の連結所得の金額

百五十九 令和二年改正前措置法第六十八条の百一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百六十 令和二年改正前措置法第六十八条の百二第一項から第四項まで、第六項、第十項又は第十一項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第六項の規定により損金の額に算入される金額

百六十一 令和二年改正前措置法第六十八条の百三第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額
百六十二 令和二年改正前措置法第六十八条の百四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

二 四 省 略

五 令和二年改正法附則第八十四条又は第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の七第一項の規定

六 省 略

七 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び次号において「令和三年改正法」という。）附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第

百五十八 措置法第六十八条の百一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十九 措置法第六十八条の百二第一項から第四項まで、第六項、第十項又は第十一項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第六項の規定により損金の額に算入される金額

百六十 措置法第六十八条の百三第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額
百六十一 措置法第六十八条の百四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 同 上

一 平成二十七年改正法附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

二 四 同 上

五 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項第五号において「令和二年改正法」という。）附則第八十四条又は第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の七第一項の規定

六 同 上

七 令和三年改正法附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年旧措置法第四十二条

六十六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和三年旧措置法」という。）第四十二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八條の十第一項、第六十八條の十五の四第一項若しくは第六十八條の十六第一項の規定

八 省 略

2 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 三 省 略

四 令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年旧措置法第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）の規定

五 令和二年改正前措置法第四十二条の三の二の規定

六 二 四 省 略

様式第一・様式第二 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十五号ホの改正規定（「第六十八條の二十四」の下に「、

第六十八條の二十五」を加える部分に限る。）、同条第百三十三号を同条第

百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三十三号を同条第

百五号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用

施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記

載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える

の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八條の十第一項、第六十八條の十五の四第一項若しくは第六十八條の十六第一項の規定

八 同 上

2 同 上

一 三 同 上

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）の規定

五 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別

措置法（以下この項において「令和二年改正前措置法」という。）第四十二条の三の二の規定

六 二 四 同 上

改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

二 第二条第二十六号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第百十五号ホの改正規定（「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、同条第百九号を同条第百十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百九号を同条第百十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）、附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2| 新規則第二条第二十一号及び第六号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3| 新規則第二条第二十五号及び第百十一号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4| この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法第四十条の四第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあるのは「第二十一号、第二十六号」と、同条の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第三号から第二十五号まで」とあるのは「第三号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで」とする。

5| 前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」とする。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「附則第七十九条第十二項若しくは第十四項又は

第四条第一項第一号中「附則第七十九条第十二項若しくは第十四項又は

第九十条第十二項若しくは第十四項」を「附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項」に改め、「(同条第三項第二号に係る部分を除く。)」を削り、同項第三号中「次項第三号」を「次項第二号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「この号及び次号」を「この項及び次項第五号」に改め、「若しくは第八十六条第二項若しくは第三項」、「若しくは第百条第二項若しくは第三項」、「第四十三条の二第二項若しくは第四十四条の五第一項」及び「第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

九 令和四年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和四年旧措置法第四十六条第一項の規定

第九十条第十二項若しくは第十四項」を「附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項」に改め、「(同条第三項第二号に係る部分を除く。)」を削り、同項第三号中「次項第三号」を「次項第二号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「この号及び次号」を「この項及び次項第五号」に改め、「若しくは第八十六条第二項若しくは第三項」、「若しくは第百条第二項若しくは第三項」、「第四十三条の二第二項若しくは第四十四条の五第一項」及び「第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

九 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条第一項の規定